

賃金規定等改定計画書（変更届）
提出書類のチェックリスト

提出時期
提出先

■「賃金規定等改定計画書(変更届)」(様式第2号)
→ 賃金規定等改定予定日の変更は変更後の改定予定日の前日まで
→ 上記以外の変更は支給対象期の第1期支給申請日まで

■管轄のハローワークへ提出して下さい。
(ただし、ハローワーク新潟管内の事業主の方は「新潟労働局職業対策課助成金センター」へ提出して下さい。)

※提出の際は、原則事業主等が来所され直接提出する必要がありますが、遠隔地などやむを得ず郵送等（配達記録の残るもの）に限り、ハローワークへの到達日が受理日となります。そのため、提出期限に留意し、日程に余裕をもった手続きをお願いします。

事業所名

書類を提出する前に、このチェックリストで確認してください。

項目	NO	提出様式、添付書類等	提出形態	提出者 チェック	所・局 チェック
賃金規定等改定計画書の変更	1	■当チェックリスト（事業主チェック欄にチェックを付けて、提出書類の一番上にして提出願います。）	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	■賃金規定等改定計画書（変更届）（様式第2号） ・代理人が事業主の委託を受けて提出する場合は「委任状」（原本）の添付が必要です。	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	■労働局長から認定を受けた「賃金規定等改定計画書（様式第1号）」（変更届を提出している場合、当該変更届を含みます。）	写	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注)1 賃金規定等改定計画書(変更届)を提出を作成する際は、様式裏面の『提出上の注意』をお読みください。

注)2 提出書類はコピーを取り控えを整理・保管願います。

注)3 上記書類の他に、別途労働局長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

～ 新潟労働局又は厚生労働省のホームページから様式等をダウンロードできますのでご活用ください。～